



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 248号 2011.1.28 発行 社会政策研究所

=====

障害者自立支援法の障害区分と議論とは別に、障害年金の知的障害や発達障害の認定基準を整備することは非常に重要な動きです。新しい支援サービスの創設にもつながります。
【kobi】

知的障害年金：認定基準を明確化 発達障害は新設 - - 厚労省方針

毎日新聞 2011年1月28日

厚生労働省は、知的障害者の受給する障害年金の等級認定基準を見直し、明確化する方針を決めた。「基準があいまい」との指摘を受け、食事の介助の程度や会話能力などを示す。また、これまで知的障害の基準が適用されてきた発達障害の認定基準を新たに設け、コミュニケーション能力などを例示する。専門家の意見を踏まえて、来年度に関連通知などを改正する。

現行の認定基準は、身体障害は視覚障害の場合、1級は「両眼の視力の合計が0.04以下」などと具体的。しかし、知的障害については、1級（月額8万2508円）が「日常生活への適応が困難で、常時介護を要する」、2級（同6万6008円）は「日常生活における身の回りの処理にも援助が必要」とされ、「認定医次第で結果が大きく異なる」と指摘されていた。

同省の素案では、現行の表現に加え、「食事や身の回りのこと」をするのに1級の場合は「全面的援助」、2級は「一部の援助」を必要とすることが盛り込まれた。会話による意思疎通に関しては、1級で「不可能か著しく困難」、2級は「簡単なものに限られる」との例示を加える。

また、自閉症といった発達障害は、対人関係や意思疎通に難があり日常生活が不便とされ、知的障害を伴わない場合も少なくない。これまでは知的障害の基準が適用され、「障害特性を反映できない」との意見があった。素案では、1級は「コミュニケーション能力が欠如し、著しい異常行動がみられるため、日常生活への適応が困難で常に援助が必要」、2級は「コミュニケーション能力が乏しく、異常行動がみられるため、日常生活への適応に援助が必要」とした。【野倉恵】

公共施設などへの「合理的配慮」に慎重姿勢- 民主・障害者PTヒアリングで国交省

キャリアブレイン 2011年1月27日

民主党政調調査会の「障がい者政策プロジェクトチーム（PT）」は1月27日、第15回会合を開き、国土交通省などから障害者基本法改正についてヒアリングした。国交省は、同法改正案の公共施設などに関する規定について、障害者が他の人と平等に権利を行使できるよう環境の調整などを行う「合理的配慮」の確保を明記することに慎重な姿勢を示した。「合理的配慮」の概念に関する議論が政府内で進展していないことなどを理由に挙げている。

会合は、政調の国土交通部門会議、法務部門会議との合同で、非公開で開催され、国交

省や法務省などからのヒアリングが行われた。

国交省の担当者によると、議論が十分でないとして、「合理的配慮」に関する規定を障害者基本法の各施策分野に拙速に置くことは不相当だと説明。また、教育分野や労働分野における「合理的配慮」の提供を求めている国連の障害者権利条約には、公共施設を含む施設での提供については定められていないことを指摘したという。

障害者基本法改正案について昨年12月に取りまとめられた内閣府の「障がい者制度改革推進会議」の意見書では、公共施設や交通機関などで「合理的配慮」を確保する方向性が示されている。

基本法の抜本改正を 日本障害フォーラムがつどい

しんぶん赤旗 2011年1月27日

JDFのフォーラムのシンポジウムでは、活発な議論が展開されました=26日、国会内分野の異なる障害者団体でつくる日本障害フォーラム（JDF・小川榮一代表）は26日、国会内で『障害者基本法』の抜本改正と推進会議『第2次意見』と題するフォーラムを開きました。



障害者施策全般を見直すために政府に設置された障がい者制度改革推進会議は昨年12月、障害者基本法の改正に向けた第2次意見を取りまとめました。小川代表は「国会の議論で（改正に）第2次意見を反映させたい」とあいさつしました。

同推進会議の東俊裕担当室長が第2次意見のポイントを報告。「憲法以外に『権利』を明記した国内法がない中で、障害者の権利をどこまで具体化できるかが今後の焦点となるだろう」と指摘。障害者施策の実施状況を監視する機関の設置の必要性を強調しました。

同推進会議の委員で、日本弁護士連合会（日弁連）の大谷恭子弁護士が、日弁連が昨年12月に発表した障害者基本法改正要綱案について報告。「『抜本改正』の意図を前文で明らかにし、各則で障害者の権利を明らかにした」と紹介しました。

シンポジウムには同推進会議の委員らが参加。コーディネーターを務めたJDFの藤井克徳幹事会議長は「日本は障害者と一般市民との格差が大きい。マイナス部分を原点まで戻そうとするのが、障害者基本法の改正だ」と指摘しました。

日弁連の野村茂樹弁護士は、第2次意見を反映させた障害者基本法の改正を実現するには「障害者に関する法は当事者の意見を聞け」と関係団体が団結することだと強調しました。

日本共産党の田村智子参院議員が参加し、あいさつしました。

<窃盗>地デジ移行を悪用し高齢者宅に上がり込む 容疑の男を逮捕

毎日新聞 2011年1月27日

電気店員を装って上がり込んだ民家から現金を盗んだとして、栃木足利署は25日、足利市新山町、自称契約社員、斎藤義和容疑者（46）を窃盗容疑で緊急逮捕した。「生活費の足しにしたかった」と容疑を認めているという。

逮捕容疑は25日昼ごろ、小山市の無職女性（89）方に電気店員を装って訪問し、居間のタンスの上にあった現金約3万円入りの封筒を盗んだとしている。

同署によると、斎藤容疑者は今年7月の地上デジタル放送への完全移行を悪用し、「もうすぐテレビが見られなくなる」と言って家に上がり込み、被害者のすきを見て盗んだという。県内や群馬、埼玉両県で、高齢者宅を狙った同様の被害が100件近くあり、同署は関連を調べている。【松本晃】

NHK 教育テレビ カラフル 2011 年 1 月 26 日 (水) 放送「お兄ちゃんといっしょに」
京都に住むきょうだいの話です スタッフと七海さんのご家族

こんにちは！
「お兄ちゃんといっしょに」を担当したディレクターの たかはし です。
今回の主人公は小学 5 年生の七海さん。
七海さんには「自閉症（じへいしょう）」という障害があるお兄ちゃんの拓海くんがいます。
みなさんは「自閉症」という言葉を聞いたことがありますか？
話すのが苦手だったり、人の気持ちをくみ取るのが苦手だったりする、生まれつきの障害です。
拓海くんにも苦手な事がたくさんありますが、七海さんはそんなお兄ちゃんを自然に助けてあげる仲のよい兄妹です。
私たちは 2 人の生活に密着！
そして、2 人がロードレースの大会に出場するまでを追いかけてきました。



さて、そんな中で取材チームがハッとさせられた七海さんの言葉があります。
『ふつうのお兄ちゃんだったらヒョイっとできそうなことを、できなくてもコツコツまじめにがんばっているお兄ちゃん（拓海くん）をエライと思う』
番組の中ではじゅうぶん紹介できませんでしたが、今、中等部に通う拓海くんは、苦手なことにもいっしょうけんめいトライしています。

その一つが「一人での通学」。

去年から、毎朝歩いて 5 分の距離にあるバス停まで一人で行くようになりました。
車に注意しなくてはならないし、バス停ではスクールバスが到着するまでの間、待つていなくてはなりません。
車が来ないかよく確かめます。
バス停の近くの「マンホールの上に立つ」というルールを決めてから、一ヶ所で待てるよ



うになりました。

これらは障害のない中学生にとっては、ごくふつうにできることかもしれませんが、七海さん

にとっては、お兄ちゃんに「できない」「苦手なこと」があることよりも、お兄ちゃんがそれを克服しよう



とがんばっていることのほうがずっと大切に思えるのです。そして私たちは、こんなふうを考える七海さんをととてもすてきだなと感じました。もちろん七海さんとお兄ちゃんは、いつも「笑顔」で「ニコニコ」というわけではありません。イライラしたりケンカをしたりすることだってあり



ます。本当は大好きなのに（身近な人のことを）キライとってしまう瞬間もある。

みなさんもそんなことってありませんか？

毎朝の皿洗いも拓海くんの日課

番組を見たあとに、今度はみなさんの家族のことを考えてもらえたらうれしいです。

是非、ご覧ください！

再放送は1月29日11時から11時15分です。



タイガーは施設の上級生だった...下級生思いやる

読売新聞 2011年1月27日

20日届いたプレゼントに添えられた手紙（左）、21日も別の手紙があった

漫画「タイガーマスク」の主人公の名前などで全国各地の福祉施設に寄付する動きが群馬県で始まって以来、1か月。奈良県内でも昨年12月30日以降、十数件の贈り物が県に報告されている。

そんな中、天理市の児童養護施設「天理養徳院」に、絵本や色鉛筆、お菓子などが入った紙袋が置かれ、中に1枚の手紙が添えられているのを施設で暮らす5歳の男児が見つけた。



天理養徳院（うめ・さくら）様 この部屋にたくさんの小さい子どもたちがいると聞いてやってまいりました。テレビや新聞などを見て私もやってみたい、役に立ちたいと思って本やおかし、遊び道具を持ってきました。どうか喜んでいただければと思っています。 伊達直人4人 伊達直子1人

この手紙が見つかったのは20日。ディズニーのキャラクターの便せんに鉛筆でこう書いてあった。

同院では18歳までの71人が、いくつかの棟に分かれて共同生活を送っている。「うめ・さくら」は6歳までの16人が暮らす幼児棟のことだ。お菓子は今年になって子供たちに配ったものばかり。手紙を見た中島道治院長（62）は「これは院内のタイガーマスクや」とすぐに思ったという。

実はこの4日前の16日、中学2年の女子生徒が同院を訪れ、匿名でお年玉袋に入った4000円などを寄付していた。中島院長は「このことに上級生が刺激を受け、下級生の

ために伊達直人を演じたのでしょうか。自分のことでも精いっぱいのはずの子供たちなのに、すごい成長を遂げてくれた」と目を潤ませた。

同院では21日早朝にも、幼児棟でカラーペンや筆箱などが入ったビニール袋が見つかった。今度は一つずつ新聞紙で丁寧に包装され、「伊達直人2人 伊達直子4人」の署名があった。ある女の子が中島院長に教えた。「先生、わたし、誰がタイガーマスクか知っている。また明日も誰かがやるって聞いたよ」

中島院長は意を決して全員に説いた。「先生は皆がこういうことをしてくれてうれしい。だけど、もうこの中でやるのはやめにしよう。今度はみんなが社会で自分の気持ちや思いを人のために渡してほしい」。子供たちの顔を眺めると、みんなが一様に穏やかな笑顔を浮かべていたという。(須藤祐介)

処分品一転エコ製品に

朝日新聞 2011年1月27日



完成した「エコロパッド」を手にする利用者ら / 規格外の綿棒から綿を外し、不織布の袋(手前)に詰めて出荷する = 高山市国府町宇津江の「吉城山ゆり園」

規格外の綿棒を活用し、高山市国府町宇津江の知的障害者施設「吉城山ゆり園」の利用者たちが作る廃油パッドが、日本財団などが運営するインターネットのサイトで来月から販売されることになった。もともとは焼却処分されていた綿の部分をほぐし、家庭で使い古した天ぷら油などを捨てる時にしみこませ



て使うパッドに再利用したところ、「エコ製品」として注目されたという。

製品名は「エコロパッド」。利用者たちが綿棒から外した綿を、不織布の袋に詰めた。1枚(約10センチ四方)で、牛乳瓶1本分くらいの廃油を吸い取る。

10年ほど前から同園では、牛乳パックを煮て繊維をほぐし、廃油パッドを作ってきた。昨年4月、市内の医療機器メーカーから、規格外の綿棒から綿を外す作業を請け負ったことから、今回の製品を思いついたという。

作業で綿が外された軸は、メーカー側が軸を再生利用する一方、綿は焼却処分されていた。だが、未使用の綿はふわふわして油をよく吸い、牛乳パックより廃油パッドに適していた。

綿棒を解体して廃油パッドを作る作業は、細かく手順が分かっている。同園の18人の利用者たちが、それぞれ自分に適した仕事を選べるように、職員が手順を工夫したという。

「牛乳パックを加工するよりも工程が複雑で、少ない力でこなせる作業もある。たくさんの方が参加できるようになったことが、一番ありがたい」と、職員の近谷(ちか・や)由起子さん(49)は話す。

日本財団などが障害者施設の製品を紹介するサイト「真心絶品」(<http://www.magokoro-zepin.com/>)でも、来月から販売されることになった。上質な綿を使った「エコ製品」である点が、評価されたという。

1パック(6枚入り)で100円。「真心絶品」のサイトでは6パックを500円で販売する。問い合わせは、吉城山ゆり園(0577・72・3820)へ。(高木文子)

ルポ2011：命の贈り物～肝移植から10年/5止 難病患者に働く場

毎日新聞 2011年1月23日

僕も助けられたから

パソコン技能を積んだ原田芳洋（41）は06年秋、新たな仕事に取り組んだ。大阪府立成人病センターが、がん患者向けに開設するホームページ（HP）の作成委託を受けたのだ。

原田には苦い経験があった。肝臓移植を必要としたのは、肝静脈が詰まり肝細胞が働かなくなったからだ。この症状は国が指定する「特定疾患」の一つで、医療費助成の対象となる。しかし原田がそれを知ったのは移植手術から3年もたってからで、病院も教えてくれなかった。「素人の病人が必要な情報を自力で集めるのは難しい」と痛感していた。

原田は徹底して患者の視点に立ち、ネット上の「駆け込み寺」を目指した。07年5月に完成した「大阪がん情報提供コーナー」(<http://osaka-gan-joho.jp/>)は、治療法や医療費助成に関する情報、難しい用語の説明に加え、条件ごとに病院の検索や比較ができる機能も持たせた。

サイトは評判になり、大学や病院からHP作成の依頼が次々と舞い込んだ。自信を得た原田は08年6月、一人でIT関連会社を設立し、自立を果たした。「移植から8年って長そうやけど、自分の軸ができるのにちょうどいい時間やった」

原田が今、心に抱くのは「難病を抱える人がもっと生きやすい社会にしたい」という願いだ。

ボランティアでパソコン教室を開いていた03年、原田は難病と闘う青年に出会った。堀井孝則（29）。先天性疾患のため心臓や感覚に障害があり、19歳で骨髄移植を受けた。パソコン教室で初めて移植体験を分かち合える仲間を見つけ、就職活動の悩みも原田に相談した。

堀井は当時40社ほど受けていたが、選考を通っても健康診断で断られることの繰り返し。やっと入った会社では、閉職に追いやられた末、契約期間満了前に辞めさせられた。別の会社では障害者雇用枠で採用されたにもかかわらず「健常者より仕事が遅い」と1カ月半で解雇された。

堀井は今、5社目で働いている。契約社員という不安定な身分だが、「今も命があるだけで奇跡だから」と偏見を受け流す。原田は励ますつもりで堀井と会いながら、しなやかな生きざまに勇気づけられもする。

「病気やからって世間は甘やかしてくれないけど、僕も助けてもらって今の自分になれた。それを若い人に還元したい」。会社を軌道に乗せ、病気や障害と闘う人に働く場を提供する。それが原田の目標だ。

原田の事務所には二つの机がある。一つは自分用、もう一つは経済的余裕ができた時に働いてもらう新社員用だ。その机が埋まったとき、原田は目標への新たな一步を踏み出す。

ことば 特定疾患

原因不明で患者数が少なく、治療法が確立されていない難病の中で、特に治療が難しく患者の負担が重いと厚生労働省が指定した病。医療費の自己負担分が国と自治体から助成される。現在の対象はパーキンソン病など56疾患。

ヨーロッパ人権裁判所 2010年5月20日判決

佐藤彰一さんの1月26日のブログから

成年後見利用が自動的に選挙権喪失に繋がるのかどうなのか、いろんな動向を調べている。その中で、昨年の2010年5月20日にヨーロッパ人権裁判所が下した判決にぶつかった。

EU加盟諸国の間では、障害者の選挙権制限を撤廃ないし緩和する動きが顕著であるが、なお後見利用が自動的に選挙権喪失に連動する法制度を持つ国もある。この事件の被告側となったハンガリーもそうした国の一つであり、同国憲法には、後見に付されたものは選挙権を失う旨の規定が明記されている。2010年5月20日にヨーロッパ人権裁判所は、同

国のこの後見規定がヨーロッパ人権条約に抵触するとの判決を下した。

なおヨーロッパ人権裁判所というのはヨーロッパ人権条約を批准している加盟国の条約実施状態を監督するために1950年代から設置されている歴史のある裁判所で、大法廷（加盟国数の数だけ存在する裁判官全員）と小法廷（7名からなる）の二つがあるが、上記判決は、第2小法廷で2006年に受理され、2010年に判決があり、3ヶ月後に大法廷への上訴がなかったため8月20日に確定している。確認が必要であろうが、条約違反であるという内容なので、今後はハンガリーが同国の国内法を整備するかどうかを、加盟国の閣僚委員会が監視しつつ、進展がなければ勧告意見などがでるのではないかと私は想像している。（このあたりは専門外なので、調べるのがやや手間がかかる）。

事件は、鬱病で限定的ガーディアンシップ（包括的ガーディアンシップと限定的に分かれている限定的なほうがより軽いものだ）にハンガリー国内の地裁で付された男性が、国政選挙に投票できないのはヨーロッパ人権条約に抵触するとして、提訴したものである。この男性（以下原告）は、自身が鬱病で限定的ガーディアンシップの利用が必要であること自体は、争っていない。しかし、それが選挙権喪失に連動することを知らなかったため、民法上の仕組みでしかない後見制度の利用が、同国憲法で選挙権喪失の対象とされていることが、ヨーロッパ人権条約（第一追加議定書第3条：平等選挙を定めた規定）に抵触するとしてヨーロッパ人権裁判所に提訴したものである。

追加議定書（protocol）というのもややこしいが、これはヨーロッパ人権条約が最初に成立した当時は、とりあえず合意できるものだけを先に条約化したため、そのアトに合意が成立したものを、次々と条約の中に追加しているものである。

また、この裁判には、ハーバードロースクールのThe Harvard Law School Project on Disability (HPOD)が、書面参加を申出て裁判所から許可されている。このプロジェクトは、障害者権利条約の完全実施を世界的に働きかけるための研究組織である。この参加人も原告も、ともに障害者権利条約の12条と23条を引用しつつ、ハンガリーの憲法はこれら国際人権法に抵触していると主張した。なおハンガリーは障害者権利条約を2007年7月20日に批准している。

裁判所は、7名の全員一致で、ハンガリーの選挙権喪失規定は、ヨーロッパ人権条約第一追加議定書第3条に違反すると判示し、ハンガリーに対し原告に総額8000ユーロの金銭の支払いを命じている。

その判決理由の中で、裁判所は、投票権制度に関わる各国の立法裁量は認めつつも、限定的ガーディアンシップに服する人の個別能力の審査をとまなわない選挙権剥奪は、その立法裁量権を逸脱していると述べ、精神障害者のように過去において顕著な差別を受けてきた社会的弱者に対する基本的人権の制限は、その制限につき重大な理由が存在しなければならない、と述べている。

そして障害者権利条約を含む国際人権規約に言及しつつ、知的障害や精神障害をもつ人々を、ひとりひとりの個人ではなく、単一のクラス（社会階層）として無差別に取り扱うことは、問題をはらんだ分類であって、その人々の権利の制約は厳しい吟味を経なければならない、と述べ、個別的司法審査をせずに限定的ガーディアンシップが必要であるということのみを根拠とする投票権剥奪は、投票権の制限の正当な理由とはなりえない、と明確に述べている。

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック

